

議案第 127 号

三朝町税減免條例制定に關して

三朝町税減免條例を次のように制定するものとする

昭和二十九年十二月二十七日提出

三朝町長 坂 出 雅

昭和二十九年十二月二十七日議決

原案可決

東伯郡三朝町議會議長 天野 彦



三朝新稅減免條例

(災害免の特例)

第一條 昭和二十九年九月の十五日以前に因る被害者に対し課する昭和二十九年度分の町民稅及び固定資産稅の減免については法令その他の別に定めがあるものの外この條例の定めるところによる

(町民稅の軽減)

第二條

冷害及び凍霜害並びに風水害に因り昭和二十九年中において收穫すべき農作物に付て生じた減收率(昭和二十九年中において收穫すべき農作物の減收額に對する割合をいう)が二割以上である町民稅の納稅義務者で昭和二十八年中における地方稅法第二百九十二條第一号に規定する總所得金額が六十萬円未満のもの(当該總所得金額のうち農業所得以外の所得に係る金額が二十萬円を超えらるものを除き)に對しては左の表に掲げる百分に従ひ当該納稅者に係る昭和二十九年中における農業所得に係る總所得金額と農業所得以外の所得に係る總所得金額との按分して得た当該農業所得に係る前得稅額との百分の一の額にせしめられ該當額に掲げる率を求むて得た額に当該納稅義務者に係る昭和二十九年度分の町民稅額から軽減する

昭和二十九年中における總所得金額

軽減率

十萬円以下	十割
十萬圓以下	八割
二十萬圓以下	六割
三十萬圓以下	四割
六十萬圓以下	二割

(土地に対する固定資産税の減免)

第三條 災害に因り被害を受けた農地又は宅地が荒失水没埋没又は推壊等に

よき作付不能又は使用不能となつた場合において当該農地又は宅地に対
して課する昭和二十九年分の固定資産税額のうち昭和二十九年十月以
降の納期に係る税額について各号に掲げる割合に從ひて減額し或は該
各号に掲げる率を当該税額に乘じて得た額を軽減し又は免除する

- 一 被害面積が当該土地の面積の八割以上である場合 十割
- 二 被害面積が当該土地の面積の六割以上八割未満である場合 八割
- 三 被害面積が当該土地の面積の四割以上六割未満である場合 六割
- 四 被害面積が当該土地の面積の二割以上四割未満である場合 三割
- 五 災害に因り被害を受けた農地及び宅地以外の土地に係る昭和二十九年分
の固定資産税については前項の規定に準じてその税額を軽減し又は免
除する

(家屋に対する固定資産税の減免)

第四條 風水害に因り災害を受けた家屋に於ては当該家屋に對して課する
昭和二十九年分の固定資産税額のうち昭和二十九年十月以降の納期に係
る税額について各号に掲げる割合に從ひて減額し或は免除する
率を当該税額に乘じて得た額を軽減し又は免除する

一 全壊流失埋没等に因り家屋の魚形をどのめない場合
二 山崩れ土砂流入等に因り主要構造部分が著しく損傷し大修理を必要とする場合で当該家屋の価額の六割以上の価値を減じたとき

三 軒下浸水等により内装外壁建具等に損傷を受け居住又は使用目的を著しく損じた場合で当該家屋の価額の四割以上六割未満の価値を減じたとき

四 下壁畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ修理又は取替を要する場合で当該家屋の価額の二割以上四割未満の価値を減じたとき

(減免の申請)

第五條 前四條の規定によつて町税の減免を受けようとする者は町長の定めるところにより別に定める町税減免申請書を提出しなればならない

(減免の取消)

第六條 町長は虚偽の申請その他不正の行為により町民税又は固定資産税の減免を受けたものがある場合においてこれを発見したときは直ちにその者に係る減免を取消するものとする

附 則

1 この條例は公布の日から施行する